

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
加藤 1	122	3.7	注釈 1		ダブルクォーテーションで強調する必要はあるのか？	この規格又は“製造業者又は責任ある販売業者” → この規格、又は製造業者若しくは責任ある販売業者	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 2	127 (278 ほか)	3.8 (8.2 ほか)	注釈 1		・「又は“製造業者など”」は対応国際規格に記載があるのか？ ないなら 3.7 と同様に点線下線を引き、対比表に記載 (3.7 と並記) する必要はないか？ ・ダブルクォーテーションで強調する必要はあるのか？	この規格又は“製造業者など”が定める → この規格又は製造業者などが定める 又は この規格又は製造業者などが定める	ご指摘の箇所に点線の下線を追加し、対比表で説明します。また、ダブルクォーテーションは削除します。
加藤 3	207 209	7.4 7.5			色度座標と関連色温度に関しては、合否判定は不要か？ (算出するだけでよい？)		この値の合否判定は不要です。
加藤 4	225	7.7.2	第 2 段落		7.7.2 では G.4 のスポット輝度計法は適用できないのか	G.3 に → G.3 又は G.4 に	ご指摘のとおり修正します。
加藤 5	239	7.9	第 1 段落		直接色度を測定可能な機器とあるが、G.4 のスポット輝度計の事を示しているのか、それともまた違う計器を示しているのか。スポット輝度計なら、明確に記載してはどうか	直接色度を測定可能な機器 → スポット輝度計 ？	ご指摘のとおり「スポット輝度計」に修正します。
加藤 6	241	7.9	第 3 段落		7.9 では G.4 のスポット輝度計法は適用できないのか	G.3 に → G.3 又は G.4 に	ご指摘のとおり修正します。
加藤 7	265	8.1	第 1 段落		要求事項であるなら、8.2、8.3 と合わせた表現とする	表す → 表示しなければならない	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 8	294 305	9.1 9.2	第 2 段落		要求事項ではなく、試験条件では	水滴が生じてはならない → 水滴を生じさせない	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 9	295	9.1	第 2 段落		48 時間保管直後、同一条件の恒温槽内で点灯させるのか、それとも 48 時間保管時に点灯させるのか？	OLED パネル及びタイルは…点灯する。 → <u>その後、OLED パネル及びタイルを</u> …点灯する。 又は	保管時に点灯させるため、後者の修正案を採用します。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
						保管中、 <u>OLED</u> パネル及び <u>タイル</u> を…点灯する。	
加藤 10	386 389 390 391	C.2.2	第 1～4 段落		推奨表現を用いているが、規定とせず推奨として問題はないのか？	望ましい	特に問題ありませんので、原案のままとさせていただきます。
加藤 11	412	D.1	第 2 段落		他と合わせて能動表現に	試験することが推奨されている → <u>試験することを推奨する</u>	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 12	429	D.2.4			他と合わせて能動表現に	適用される → 適用する	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 13	440	D.3.2	第 2 段落		より分かり易い表現に変えてはどうか	接着強さは、フレキシブル PCB の幅 (W) による破損に対する張力の最大負荷 (F) の商として表す。 → 接着強さは、破損に対する張力の最大負荷 (F) をフレキシブル PCB の幅 (W) で除することによって算出する。	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 14	506-507	G.1	1), 2)		細別記号	1) → a) 2) → b)	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 15	574	H.3	第 2 段落			するのが望ましい→ <u>することが望ましい</u>	ご指摘のとおり、修正します。
加藤 16	622 636	H.6	第 2 段落 第 6 段落		β が同じものを示しているなら、用語を可能な限り揃える	平均 β 値 形状パラメータ β 平均形状値 β	ご指摘を踏まえ、「形状パラメータ」に統一します。
藤原 1			H.2～4	ge	H.1 の□、○に関する注記の内容が、H.2～H.4 でも同様に記載した方が分かり易いのではないか。	H.1 と同様の記載とする。	ご提案を踏まえ、説明が必要な個所に注記を追加します。
藤原	634	H.6		ge	「式 (H.3) 及び式 (H.4)」は「式 (H.4) 及び	左記の通り修正する。	ご指摘のとおり、修正しま

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
2					式 (H.5) 」ではないか		す。
若月 1	293	9.1		ge	相対湿度 (90±5) %の、とありますが () は不要では？	相対湿度 90±5%	JIS では、数値の単位が曖昧になるのを避け、誤解されないように (90±5) % と記載しますので、原案のとおりとさせていただきます。
若月 2	303	9.1		Ge	同上	相対湿度 90±5%	上に同じです。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
加藤	71 75	箇条 2			対応国際規格それぞれ IEC 60086-1 及び IEC60086-2 が記載されているなら、その対応国際規格 (MOD) である JIS の引用には下線不要	JIS C 8500 → JIS C 8500 JIS C 8515 → JIS C 8515	技術的な差異がないので、点線下線及び注記 2 は削除いたします。
加藤	183	6.1.1	表 1		脚注欄中央 電池系記号も“記号”ではあるので、“種類”の説明であることを明確にしてはどうか	記号説明 → 種類 又は種類の記号説明	「電池系記号」という用語は JIS C 8500, JIS C 8513、JIS C 8515 と共通に使用しているため、このままとできればと思います。 記号となるアルファベットについては、重複していないため、電池系記号との区別は可能と考えます。
加藤	189	6.1.3			規格等ではなく、製造業者の仕様書などで指定される場合があると考えてよいか？	<u>指定</u> がない限り → <u>規定</u> がない限り ？	この規定条件は、製造業者の仕様書などで指定されている場合を例外とすることを示しています。
加藤	202 ほか	6.3.1 ほか			JIS として図表の引用のために追加しただけの一文であるので、点線下線不要 (デビエーション扱いではない)	“意図する使用…表 2 による。” の点線下線削除	旧規格にある前置き文で、原文にない要求事項なので点下線で強調して、対比表に記載しました。
加藤	214	6.3.2.1	b)		温度許容差が C8515 に規定されるものならそのまま。この規格 C8415 で規定するものなら、能動表現にする	適用される → 適用する	参考情報であり例外の説明であるため「~される」のままとします。
加藤	228 243	6.3.2.2 b) 6.3.2.3 b)			5.2 は形式検査の試料採取について記載されているが、回路電圧の測定については個数以外の記載がない。箇条番号に間違いはないか？	5.2 に従い → ？ 5.2 に従い、 <u>抜き取った電池の</u> 開路電圧を測定し、 → 5.2 に従って <u>抜き取った電池の、</u> 開路電圧を測定し、 5.2 に従うのは“測定”ではなく“抜き取り”に関してだと思われるので、読点の位置を変更してはどうか	「5.2 に従い、 <u>抜き取った電池の</u> 開路電圧を測定し、」に変更いたします。 ここで、「抜き取った電池の」は補足説明の追加で技術的差異はないので、点下線で強調、対比表の記載はなしといたします。
加藤	276 289	6.4.2.1 b) 6.4.2.2 b)			要求事項ではなく、試験条件では？	回路抵抗は、0.1 Ω を超えてはならない → 回路抵抗は、0.1 Ω 以下にする	要求事項という認識です。 「しなければならない」を「以下にする」に変更いた

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
							します。
加藤	284	6.4.2.1			同一細分箇条内なので、記載は不要	6.4.2.1b)の注記 2 → b)の注記 2	修正いたします。
加藤	284 (269)	6.4.2.1 (6.4.1)	(表 6 注 a))		破裂がない旨の要求に対し、b)の注記 2 では破裂が避けられない場合もある、記載されている。これは、避けられない場合でも破裂は不適合と考えるのか、避けられないものなので、特定の場合では破裂は許容範囲内と考えるのか、どちらか。		基本的に破裂は不適合という認識です。 原文の意図を確認し、必要であれば IEC 次版で修正提案をいたします。
加藤	326～	7.1～7.6			これらの情報は、9.1 に記載の JISC8500 の 4.1.6.1 の“f) 取扱上の注意事項”に該当すると考えてよい？ (明確にそう示す記載はない) また、箇条 7 の内容は誰向けの情報なのかが不明。明確にする必要はない？ (使用者、電池製造業者、機器製造業者など、附属書 B 参照)		JIS C 8500 の f に該当する内容ですが、表示の要求に対してイコール (記載内容の指定) ではありません。 箇条 7 の内容の対象については、原文 (IEC) の意図を確認し、必要であれば IEC 次版で修正提案をいたします。
加藤	356	7.1 f)			“又は”が連続する。より狭い範囲の方を“若しくは”にする	異なる銘柄又は異なる形式の電池を → 異なる銘柄若しくは異なる形式の電池を	修正いたします。
加藤	368	7.1 j)			点線下線削除 削除しないなら、対比表に記載する	及び／又は → 及び／又は	IEC では or のみですが、身体的障害と発火のどちらかしか起きないとは言いきれないため JIS 独自に追加しています。意識の範囲内と考え対比表の記載はしていません。下線部が技術的差異にあたるとの誤解を招く場合は、下線を削除します。
加藤	436	箇条 8 全体			どこ向けの説明事項？ また、この説明事項はどこかに表示 (記載) する旨などの情報が規格上ないが、不要か？ 9.1 に記載の JIS C 8500 の 4.1.6.1 では取扱上の注意事項については言及しているが、説明事項については特に触れていない。どこかに記載がある	使用上の説明事項	箇条 8 の内容の対象については、原文 (IEC) の意図を確認し、必要であれば IEC 次版で修正提案をいたします。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
					か？		
加藤	457	9.2	表 7 注 a)		2023年9月までは適用除外（猶予期間）と考えてよいか。 また、9月1日から適用なのか10月1日から適用なのか、その辺りが明確になる表現に変更する	2023年9月までに適用とする。 → 2023年9月からの適用とする。 2023年9月まで適用除外とする。 など	「2023年9月からの適用とする。」に変更します。 対応国際規格発行（2021年9月発行）から2年の移行期間であり、2021年9月から2023年8月までが猶予期間となります。
加藤	474	附属書 A	b)		点線下線が引かれているが、対比表に記載がない。デビエーションなら対比表に記載する。デビエーションでないなら、点線下線を削除する	支障を来すことがある...	原文“Accelerated warming is harmful.”に沿って「急速な加熱は有害である。」に変更いたします。
加藤	491 519 531 ほか	B.1.1 B.2.1 B.2.1 ほか			点線下線が引かれているが、対比表に記載がない。デビエーションなら対比表に記載する。デビエーションでないなら、点線下線を削除する	現在では…水準になっており… しない 無理に押し込んでスプリングをゆがめ	参考の附属書における表現の追加・変更箇所に点下線をつけましたが、技術差異がないため、点下線を削除し、対比表には記載していません。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
加藤	705	C.2	表 C.1 E 注記 2		参照記号 E の注意事項の注記 2	ISO 7010:2019/Amd 2:2020 → ISO 7010:2019+AMD2:2020	ここでは原文“ISO 7010:2019/AMD 2:2020”どおりに、ISO 7010 ではなく ISO 7010:2019 の amendment 2 を引用しています。ここでは、対応国際規格どおりとします。 なお、 「Amendment だけを引用することの可否についての議論があった。“今回の Amendment は図記号であり独立性が高く、単独での引用は可能と考えられるが、Z8301 には明文化されておらず、個々の具体例で考えていくことになる。”との検討結果である。」
加藤	718	D.1	第 1 段落		図記号が表 C.1 の参照記号 E のものであると補足してはどうか	図記号“電池は、乳幼児の手の届かない所に置く” (表 C.1 参照記号 E 参照) など	「...(表 C.1 安全図記号 E 参照)...」を点下線付きで追加いたします。
加藤	720-721	D.1	第 2 段落		大人にとっても電池の使用を誤れば危険だと思われるので、安全と言い切らない方がよい。表現を変更する	大人にとっては安全な製品であっても → 大人は安全に取り扱っても など	修正いたします。
加藤	724	D.1	第 4 段落		新しい安全図記号だけではどの図記号を意図しているのか判り辛い。対象としているのが E の記号だけである旨を明確にしてはどうか	新しい安全図記号 → 安全図記号 E	修正いたします。
加藤	724-725	D.1	第 4 段落		“必要”とはどこまでを意図しているのか表示を要求事項とするなら、括弧（参考扱い）で記載する事項ではないのでは また、直径 16 mm 以上のボタン形電池というのは、その要求事項の適用範囲であれば、それも括弧内の記載で済ませない	安全図記号（消費者が…ボタン形電池に必要）は、“電池は…置く”という注意喚起…目的としている。 → 安全図記号は、“電池は…置く”という注意喚起…目的としており、消費者が…ボタン形電池に表示する必要がある。	表 7 では電池本体への安全図記号の表示は 20 mm 以上の直径の電池と規定しています。原文は参考の附属書の記載ですが、この規格では規定の附属書としたため、紛らわしいので括弧全

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
							体の記載は削除いたします。
加藤	733	D.3	第 1 段落		要求事項であれば、それを明確にする表現とする	表示する → 表示しなければならない	修正いたします。
加藤	758	E.2 全般			E.2.1 で“適切な教育を受けた者が実施するか、又は適切な専用機器を使用した上で実施”とあるが、適切な教育・専用器具について具体的な記述がない。要求事項とするならば、もう少し教育・専用器具について具体的な記述（再現性のある試験が実施できるように）が必要では。そうでなければ、推奨又は参考にとどめるべきでは	例えば、規定の角度まで動かない場合や、パッケージの持ち位置によって係る負荷が異なるなど、実施不可能や結果がばらつく可能性のある試験内容としない	対応国際規格に沿った記載であり、この規格における変更はせずに、対応国際規格の改訂時の課題とできればと思います。 Annex E の規定化の提案に際して、検討いたします。
加藤	766	E.2.2 a)	3 行目		曲げ試験なので、ひねりという言葉を用いない。それとも曲げつつひねるのか？	ひねり → 曲げ	修正いたします。
加藤	767	E.2.2 a)	注記 1		試験において必須の条件と思われるので、注記ではなく、本文にする	注記 1 パッケージの… → パッケージの…	注記 1 を削除して、2 行目の規定を次のように変更いたします。「片方の手がもう片方の手に触れるまでパッケージを電池の近くまで、 <u>パッケージの長手方向だけ曲げる。</u> 」さらに、この規定に続いて次の規定を追加します。「 <u>表側と裏側との往復を繰り返し、1 回とし、手の持替えはしない。</u> 」 追加箇所について、対比表に記載を追加いたします。
加藤	783 788	E.2.2 c) E.2.2 d)	1 行目 1 行目		文頭に“又は”を用いない	行う。又は → 行うか、又は	修正いたします。
加藤	815	参考文献			6.3.2.3 で JIS C 60068-2-6 に振動試験について規定している旨の一文がある。6.3.2.3 b) に記載以外の部分を JIS C 60068-2-6 の規定に従うとするなら、参考文献ではなくて、引用規格とする	JIS C 60068-2-6 を引用規格に移動	この試験は JIS C 60068-2 を引用して規定するのではなく、参考にして規定するものです。 6.3.2.3 の b) に規定の振動の規定と試験順序の規定が示されており。この規定に従

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
							うことによって試験を行うことが可能です。 誤解を避けるために、JIS C 8513 の試験 C (振動) を参考に、次の表現に修正いたします。「この試験は、JIS C 60068-2-6 が規定する振動試験に基づいている。」
加藤	818	参考文献			6.3.2.2 で JIS C 60068-2-27 に衝撃試験について規定している旨の一文がある。6.3.2.2 b) に記載以外の部分を JIS C 60068-2-27 の規定に従うとするなら、参考文献ではなくて、引用規格とする	JIS C 60068-2-27 を引用規格に移動 上記 C60068-2-6 のコメントと同様。	6.3.2.2 の b) に規定の衝撃パルスの規定と試験順序の規定が示されており、この規定に従うことによって試験を行うことが可能です。 「この試験は、JIS C 60068-2-27 が規定する衝撃試験に基づいている。」に修正いたします。
加藤	821	参考文献			6.4.2.4 で JIS C 60068-2-31 に落下試験について関連している旨の一文がある。6.2.4.2 b) に記載以外の部分を JIS C 60068-2-31 の規定に従うとするなら、参考文献ではなくて、引用規格とする	JIS C 60068-2-31 を引用規格に移動 上記 C60068-2-6 のコメントと同様。	6.3.2.4 の b) に規定の試験順序の規定が示されており、この規定に従うことによって試験を行うことが可能です。 「この試験は、JIS C 60068-2-31 が規定する落下試験に基づいている。」に修正いたします。
加藤	838	附属書 JA	E.1.2 d) 欄			IEC 規格 → 対応国際規格	修正いたします。
藤原	454 673 674	9.2	表 1 表 7	ge	表 1 中および 454 行, 673 行, 674 行は「L 系電池」「S 系電池」や「P 系電池」などであり、表 7 中は「電池系 L,S」「電池系 P」であるため、記載を統一したほうがよいのではないかと	記載を統一する	次のように修正いたします。 表 7 電池系 P ⇒ P 系電池 電池系 L S ⇒ L 系及び S 系の電池

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
							673, 674 “A”系電池 ⇒ A系電池 “P”系電池 ⇒ P系電池
西原	796				付属書 E、表 E.1-試験手順について、一社) 電池工業会の HP にある「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」2017年10月付では、2の捻り試験の繰返し回数 50回、4の捻り試験 50回としていますが、本規定では、それぞれ 25回と少ない回数となっていますが、25回でも十分な試験との認識で良いでしょうか? その場合、一社) 電池工業会のガイドラインも平仄を合わせることになるのでしょうか? 本規定と違う試験内容であるなら、私の誤認ですが念のためコメントいたします。		ご指摘のガイドラインでは、ひねり試験・曲げ試験の回数は、それぞれ1方向毎に1回・往復を1回とカウントしていますが、この規格は、対応国際規格に従って、いずれの試験も往復を1回とカウントします。 この規格と関連する JIS C 8513 も、同様に対応国際規格に従って往復を1回とカウントしています。 カウントの方法は国際的に整合すべきと考え、このままといたします。 ガイドラインにつきましては、JIS C 8513 発効に伴い HP 上から削除しております。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。